

市政記者各位

福岡市パートナーシップ宣誓制度



『福岡県・佐賀県と連携を開始します』 『制度の拡充で、より使いやすくなります』

福岡市は、平成30年4月に、全国でもいち早くパートナーシップ宣誓制度を導入し、性的マイノリティ当事者の支援に努めてきました。

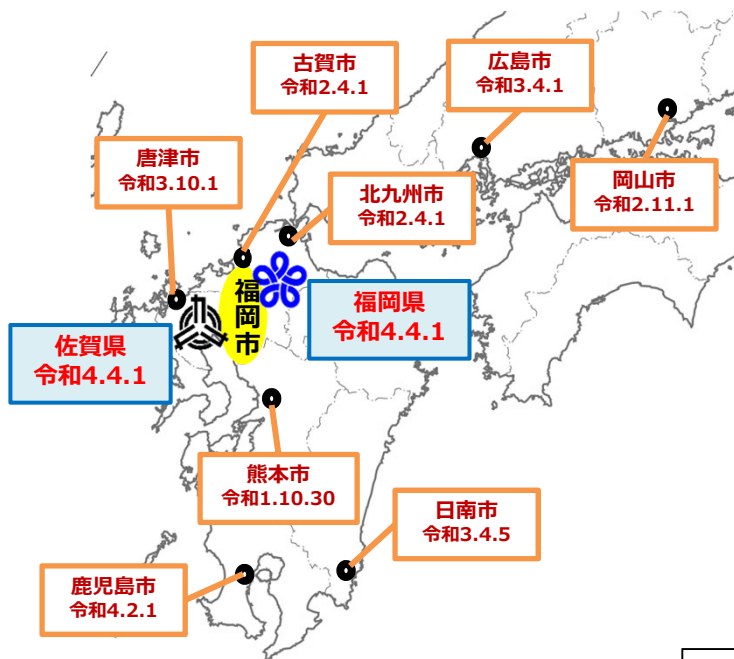
令和4年度も、制度のさらなる充実・周知を図りながら、性的マイノリティに関する市民への理解、認識の向上に取り組み、誰もがいきいきと輝くまちをめざします。

1. 福岡県・佐賀県との連携 (令和4年4月1日協定締結予定)

福岡市が交付した受領証を持つ当事者が、福岡県内の他市町村や佐賀県へ転居しても、簡易な手続きをすれば、市の受領証を引き続き使用できます。

また、福岡県と協定を締結することにより、福岡市の受領証も福岡県の受領証と同様に扱われるため、福岡市で宣誓した市内居住の方は、これまでの市の行政サービスに加え、県の行政サービスでも使うことができるようになります。(県営住宅の申込みや県立病院での病状説明等)

■福岡市と協定を締結している自治体(10自治体)



※日付は協定締結日
出典：国土地理院ウェブサイト
(地理院地図Vectorを加工して作成)

■制度の導入自治体(全国154自治体)

主な導入自治体

【政令市】20市中16市が導入

【九州・沖縄地方】

- 福岡県：福岡県※、古賀市、福津市※、粕屋町※ (※ 令和4年4月1日導入予定)
- 佐賀県：佐賀県、唐津市、上峰町
- 熊本県：大津町
- 長崎県：長崎市
- 大分県：臼杵市
- 宮崎県：宮崎市、延岡市、日南市、えびの市、木城町、新富町
- 鹿児島県：鹿児島市、指宿市
- 沖縄県：那覇市、浦添市

下線部は、福岡市と都市間連携を締結している都市
(令和4.3.1時点「OUT JAPAN」「渋谷区・虹色ダイバーシティ全国パートナーシップ制度共同調査調べ」)

【問い合わせ先】

市民局人権部人権推進課 前野・村上

TEL 092-711-4338 (内線1891) FAX 092-733-5863

2. 制度の拡充 (令和4年4月1日～)

政令市初*

① 子どもの氏名を記載した受領証を選ぶことができます

性的マイノリティのカップルの家族形態が多様化し、子育てをしている当事者もいることや、当事者支援団体からの意見も参考に、宣誓者が希望すれば受領証に子ども（生計を一にしている未成年の子）の氏名を記載できるようにし、自分らしく、いきいきと暮らせるよう応援します。

パートナーの子どもとの関係を説明する必要がある場面などで、受領証を提示することにより、相手にわかりやすく伝えられるようになります。

(カップルの氏名のみ記載された従来の受領証も選ぶことができます)

パートナーシップ宣誓書受領証

福岡市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

様 第 - 号

様

令和 年 月 日 福岡市長

公印

福岡市は、一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合う社会の実現を目指しています。
この受領証は、法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人のパートナーシップを尊重することで、互いを人生のパートナーとして、福岡でいきいきと輝き活躍されることを期待しています。
受領証の提示を受けた方は、この趣旨を十分ご理解くださいますようお願いいたします。

子の氏名
○○ ○○, △△ △△

特記事項欄

みんながやさしい、みんながやさしい ユニバーサル都市・福岡

(*北九州市、静岡市も同日導入予定)

② 市内居住要件を緩和します

現行の住所要件（二人とも市内に居住）を緩和し、二人のうち少なくとも一方が市内にお住まいであれば、宣誓できるようにします。

これまでパートナーが市外に住んでいるため、制度を利用できなかったカップルも利用できるようになります。

■ 福岡市パートナーシップ宣誓制度 (制度導入 平成30年度)

一方又は双方が性的マイノリティである二人が、お互いにパートナーであることを市長に対して宣誓する制度。

宣誓をした二人に対しては、宣誓の証として「パートナーシップ宣誓書受領証」を交付しています。

(受領証交付実績 122組 令和4.3.27現在)

※ 福岡市の性的マイノリティ支援事業は、ホームページで紹介しています。

福岡市 性的マイノリティ

検索